土佐清水市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則(平成22年3月30日規則第11号。以下「規則」という。)第20条に基づき、土佐清水市自主防災組織育成強化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(補助金の目的等)

第2条 この補助金は、自主防災組織結成届(第1号様式)により市長に届け出た、市内の自主防災組織及び本要綱の制定の日より前に結成され、かつ市へ結成の届け出済み自主防災組織が、次条に掲げる事業を実施する場合に、予算の範囲内において当該事業に要する経費を補助することにより、地域における防災活動の主体となる自主防災組織(以下「補助事業者」という。)の育成及び活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が 行う次の各号に掲げるとおりとする。ただし、補助事業者が別表1に掲げるいずれかに 該当すると認められる場合を除く。
 - (1) 自主防災組織の育成・整備を図る事業
 - (2) 自主防災組織の活動活性化を図る事業
- 2 前項第1号の事業を実施しようとする場合は、当該事業を実施しようとする年度において前項第2号の事業を実施することができない。

(補助基準額)

第4条 補助事業ごとの補助基準額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第3条第1項、同条第2項及び第20条の規定により補助金交付申請に必要な 書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助金交付申請書(第2号様式)
 - (2) 事業実施計画書(第3号様式)

(補助金の交付決定)

第6条 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書は、規則第20条の規定により第4号 様式のとおりとして、補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げは、前条の規定による通知を受けた日の翌日 から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

(補助事業等の変更)

- 第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業変更申請書(第5号様式)に、規則第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業費の20%以内の変更で、補助金額の増額を生じない場合又は整備資機材品目の変更など軽微なものはこの限りではない。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更通知書(第6号様式) により交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の交付決定を受けた日の属する年度の12月末日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。) は、当該完了の日から30日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の1月末日のいず れか早い日(前項ただし書の規定に該当する場合にあっては、市長が別に定める日)ま でに、補助事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しな ければならない。
 - (1) 事業実施報告書(第8号様式)
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 規則第12条に規定する補助金額の確定は、規則第20条の規定により補助金額確定 通知書は第9号様式のとおりとして、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付 請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(整備保管)

第12条 補助事業者は、補助事業の経理について他の事業と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成25年5月23日から施行し、平成25年5月23日から適用する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年6月18日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附目

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

- (1) 暴力団(土佐清水市暴力団排除条例(平成22年条例第31号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第1号に規定 する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であるとき。
- (2) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- (4) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品 その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又 は運営に協力し、又は関与したとき。
- (7)業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- (9) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表2 (第4条関係)

加 级 2 (A 110	
事業区分	事業内容及び補助対象	補助基準額
(1) 自主防災組	【新設の自主防災組織の防災力強化を図るため、各種防災資機材等の	
織の育成・整備を	整備及び本市消防団と連携して実施する防災訓練等に係る事業】	
図る事業	ア. 自主防災組織の活動のために必要な資機材等の整備に要する費用	
	○ 防火用資機材	
	(消火器、消火栓ボックス一式、可搬式小型動力ポンプ等)	
	○ 救助・救護用資機材	30万円以下
	(チェーンソー、ジャッキ、発電機、投光器、担架、救護用テント	30,01,001
	等の救助・救護用工具等)	
	○ 情報伝達用資機材 (トランシーバー、拡声器等)	
	○ その他、自主防災組織の活動に必要な資機材(防災倉庫等)	
	※ただし、個人資産の形成に関するもの並びに備蓄物資(備蓄食糧、	
	毛布等)は補助対象外とする。	
	イ. 防災訓練(消火訓練、救急救護訓練、避難訓練、炊き出し訓練等)	
	の実施に要する費用	2万円以下
	○ 訓練に要する費用(消火剤の詰め替え代、炊き出し訓練用材料費 ttx)	
(-) A > BUM (-)	等)	
(2) 自主防災組	【既存の自主防災組織の活動を活性化させるために行う事業】	
織の活動活性化を	ア. 自主防災組織活動の充実を図るために必要な資機材等の整備に要	
図る事業	する費用	
	○ 防火用資機材 (消火器、消火栓ボックス一式、可搬式小型動力ポンプ等)	
	(何べ益、何べ性小ツクヘー式、可徹式小空動力小ンク寺) () 救助・救護用資機材	
	(チェーンソー、ジャッキ、発電機、投光器、担架、救護用テント	
	等の救助・救護用工具等)	30万円以下
	○ 情報伝達用資機材(トランシーバー、拡声器等)	
	○ その他、自主防災組織の活動に必要な資機材(防災倉庫等)	
	※ただし、個人資産の形成に関するもの並びに備蓄物資(備蓄食糧、	
	毛布 、トイレ 等) は補助対象外とする。	
	※当該事業で、資機材の再整備を実施するには、3年以上の継続的な	
	活動を行っている組織を対象とする。	
	イ. 防災訓練(消火訓練、救急救護訓練、避難訓練、炊き出し訓練等)	
	の実施に要する費用	2万円以下
	○ 訓練に要する費用(消火剤の詰め替え代、炊き出し訓練用材料費等)	
	ウ. 避難路・避難場所の簡易な整備に要する費用	50万円以下
	○ 整備に要する費用(資材費、機材のリース代等)	
(注1) マの東要)	・ †必ずイキたけウの事業とセットで行うこととする	-

- (注1) アの事業は必ずイまたはウの事業とセットで行うこととする。
- (注2) イの取組で、消火訓練及び救急救護訓練を行う際には、必ず消防等と連携した活動を行うこと。
- (注3) (1) の事業は、当該年度に新たに設立した組織を対象とする。
- (注4) (2) の事業は、原則、既存の自主防災組織を対象とする。